第５編　給与(大月都留広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

○大月都留広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年 11 月 29 日条例第４号)
改正　令和３年 11 月 30 日条例第２号　　令和５年２月 16 日条例第１号

目次

第１章　総則(第１条)
第２章　フルタイム会計年度任用職員
　第１節　給料(第２条－第６条)
　第２節　手当(第７条－第 15 条)
　第３節　給料の減額(第 16 条)
第３章　パートタイム会計年度任用職員
　第１節　報酬(第 17 条－第 23 条)
　第２節　期末手当(第 24 条)
　第３節　報酬の支給等(第 25 条－第 27 条)
　第４節　費用弁償(第 28 条・第 29 条)
第４章　雑則(第 30 条－第 32 条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第１条　この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の２第５項、第 204 条第３項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第５項に基づき、法第 22 条の２第１項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。

第２章　フルタイム会計年度任用職員

第１節　給料

(会計年度任用職員の給与)

第２条　前条の給与とは、法第 22 条の２第１項第２号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第１号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び期末手当をいう。

２　給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

３　公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条　フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

(1)　行政職給料表(1)(別表第 1)

(2)　行政職給料表(2)(別表第 2)

2　前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第 4 条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 3 に定める級別基準職務表によるものとする。

2　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者(法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第 5 条　フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第 6 条　大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和 42 年条例第 6 号。以下「給与条例」という。)第 12 条及び第 13 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第 13 条第 4 項中「職員勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定による週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

第 2 節　手当

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第 7 条　給与条例第 18 条及び第 19 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第 8 条　給与条例第 22 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第 9 条　給与条例第 30 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第 10 条　給与条例第 31 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中に勤務する」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)

中に勤務する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第 11 条　給与条例第 32 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第 12 条　給与条例第 34 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2　前項の規定により準用する給与条例第 34 条第 1 項の勤務は、第 9 条の規定により準用する給与条例第 30 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 31 条及び前条の規定により準用する給与条例第 32 条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第 13 条　第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条の規定により準用する給与条例第 30 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 31 条及び第 11 条の規定により準用する給与条例第 32 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 14 条　給与条例第 37 条から第 38 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上(任期の満了後引き続き同一の職務の内容の職に任用された場合における当該任期(6 月未満のものに限る。)と直前の会計年度における任期との合計が 6 月以上となる場合を含む。第 24 条において同じ。)のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額)

第 15 条　第 9 条の規定により準用する給与条例第 30 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 31 条及び第 11 条の規定により準用する給与条例第 32 条並びに次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例第 36 条の規定を準用する。

第 3 節　給料の減額

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第 16 条　フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 3 章　パートタイム会計年度任用職員

第1節　報酬

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第17条　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第5号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3　時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4　前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条　給与条例第22条に規定する特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条　当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2　前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1)　正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2)　前号に掲げる勤務以外の勤務

3　前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4　次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1)　第1項の勤務の時間　100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2)　前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)　100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第20条　祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2　前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3　第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第21条　正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2　前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第22　宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第23条　第27条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第2節　期末手当

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条　給与条例第37条から第38条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第38条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第7条の2に規定する数で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第3節　報酬の支給等

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条　報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2　日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3　月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条　第19条から第21条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　月額による報酬　第17条第1項の規定により計算して得た額に第18条に規定する報酬(月額で支給されるものに限る。)の額を加算して得た額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度の現日数から当該年度の職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたもので除して得た額

(2)　日額による報酬　第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会

計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3)　時間額による報酬　第17条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4節　費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第28条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第18条各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2　通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第19条各項の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2　旅行に係る費用弁償の額は、大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例(昭和42年条例第8号)の例による。

第4章　雑則

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第30条　給与条例第4条第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条　第2条から第27条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第32条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年12月に支給期末手当に関する特例措置)

2　令和2年12月に支給する期末手当について、第14条又は第24条の規定により給与条例第38条第1項の規定を準用する場合は、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の

130」と読み替えるものとする。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3　令和3年12月に支給する期末手当について、第14条又は第24条の規定により給与条例第38条1項の規定を準用する場合は、同行中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。

附　則

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2　第1条の規定(大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項から第4項までにおいて「給与条例」という。)第39条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3　第1条に規定(大月都留広域事務組合職員給与条例第39条第2項に改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4　第1条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職務の級 ＼ 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800

9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400

43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職務の級＼号給	1級
	給料月額
	円
1	136,200
2	137,100
3	138,100
4	139,000
5	140,000

6	141,000
7	142,000
8	143,000
9	143,800
10	144,800
11	145,800
12	146,900
13	147,700
14	148,700
15	149,800
16	150,800
17	151,900
18	153,300
19	154,500
20	155,700
21	156,800
22	158,000
23	159,200
24	160,400
25	161,500
26	163,000
27	164,500
28	166,000
29	167,400
30	168,800
31	170,300
32	171,800
33	173,100
34	174,800
35	176,500
36	178,200
37	179,900
38	181,300
39	183,000
40	184,500

41	185,800
42	187,200
43	188,500
44	189,900
45	191,400
46	192,700
47	194,100
48	195,500
49	196,800
50	197,900
51	199,000
52	200,200
53	201,300
54	202,400
55	203,300
56	204,400
57	205,500
58	206,400
59	207,400
60	208,400

別表第3(第4条関係)

行政職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務、相当の知識又は経験を必要とする職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

行政職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	単純な労務を行う職務